

10月1日は「浄化槽の日」

適切な維持管理できれいな水に

みなさんの家庭にある浄化槽は、微生物の力で家庭から出る汚水をきれいに処理して放流しています。管理が適切にされていないと、微生物が減り浄化槽の機能が低下し、汚泥等が溜まり悪臭の発生や汚水が河川に放流されるなど、環境を汚染する原因となります。

この機会に浄化槽の役割や正しい使い方を知り、家庭から水路や栗山川などに流れる水をきれいにし、未来に残していきましょう。

浄化槽の保守点検

定期的な点検が法律で義務付けられており、各装置や処理状況のチェックや薬剤の補給を行います。

千葉県に登録されている保守点検業者に依頼しましょう。

浄化槽の清掃

年1回以上清掃することが法律で義務付けられており、汚泥の引き抜き等を行います。

各地域で組合の許可を受けた、下記の清掃業者に依頼しましょう。

定期検査(11条検査)

年1回検査を受けることが法律で義務付けられており、浄化槽の保守点検・清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が正常に維持されているかどうかを検査します。検査は、(公社)千葉県浄化槽センター(千葉県知事指定検査機関)に依頼しましょう。

☎(公社)千葉県浄化槽センター ☎043-246-6283 ☎043-246-6231

浄化槽の使用にあたって注意すること

1. ブロワ(モーター)の電源は切らないでください。
浄化槽には、常にブロワで空気を送り込む必要があります。
2. 浄化槽の上部や周辺に物を置かないでください。
保守点検や清掃作業に支障をきたすほか、浄化槽本体が故障するおそれがあります。
3. トイレでは、トイレットペーパーを使用してください。
新聞紙、たばこの吸い殻、紙おむつ、生理用品などの異物は、絶対に流さないでください。
4. 洗剤は適正量を使用してください。
トイレ・台所・風呂の掃除に洗剤を使用する場合は、表示された使用量を守りましょう。
5. 油脂、野菜くず、強酸、アルカリ、農薬などを流さないでください。
油は固形化して回収し、野菜類はできるだけ浄化槽に流さないように心がけましょう。
6. 困ったときは保守点検業者に相談してください。
浄化槽の故障や異常が起きたり、長期間家を空けたりする場合は、保守点検業者に相談しましょう。

浄化槽清掃業者一覧 下記の清掃業者は、県の保守点検業者にも登録されています。

大総・横芝・上堺地区 (主に栗山川の西側)にお住まいの方		日吉・南条・東陽・白浜地区 (主に栗山川の東側)にお住まいの方	
(株)五十嵐商会 東金営業所	☎0475-58-5249	(株)五十嵐商会 海匠営業所	☎84-1119
(株)新興ウオターマネージメント工業	☎0475-54-2231	(有)光クリーンセンター	☎84-2244
(有)環境衛生センター	☎0475-58-2304	(有)ユート・アメニティ	☎84-3270
(有)渡辺清掃	☎0475-58-3308	(株)トーソーエンバイテック	☎72-4231
(有)KAI	☎0475-77-1717	(有)銚子浄化槽管理センター	☎73-3840
(有)成東浄化槽センター	☎0475-82-0202	(株)加藤設備	☎63-8277
国山武郡市広域行政組合環境衛生課料金係 ☎0475-54-0531		(株)旭住宅	☎63-8150
		旭衛生センター(株)	☎63-9551
		(有)いしげ水質管理センター	☎63-2282
		国東総衛生組合事務局(旭クリーンパーク) ☎62-0794	